

お知らせ

令和3年発生災害に伴う特例措置について (概要)

目的

令和2年7月豪雨に伴い一定程度の災害が発生した地域において、公共土木施設の早期復旧及び災害関連工事の着実な執行を図ることを目的に、入札方式や配置技術者等について特例措置を講じているところです。

令和2年7月豪雨に伴う災害復旧工事等について、早期復旧に向け鋭意工事の施工を進めている中、令和3年8月豪雨などに伴い一定程度の災害が発生したことから、令和3年発生災害に対しても、災害復旧工事等の着実な執行を図ることを目的に令和2年7月豪雨と同様の特例措置を講じます。

対象工事等

「令和2年7月豪雨」における特例措置と同様とし、令和3年に発生した災害による災害復旧事業等のうち、工事内容が一般的で高度な技術を要しない工事を対象に、原則、以下の工事とします。

1. 対象工事

標記に伴う災害復旧事業及び災害に関連する事業の工事

2. 対象工種

- ① 一般土木工事（土木一式工事）
- ② 舗装工事（コンクリート舗装工事等の特殊工事を除く。）
- ③ 法面表面浸食防止工事（とび・土工・コンクリート工事）

3. 対象土木事務所

大分土木、竹田土木、玖珠土木、日田土木

特例措置の内容

1. 総合評価落札方式について

予定価格5千万円以上の工事でも、総合評価落札方式の対象としないことができ、また、予定価格1億円以上の工事においても、施工実績等評価タイプを適用することができることとします。

2. 配置技術者の雇用関係について

専任の主任技術者及び専任の監理技術者の雇用関係について、契約日の前日までに直接的な雇用関係があることを要件とします。

3. 市町が発注する災害復旧工事との現場代理人の兼務について

市町と県との間で事前協議が整い、市町が発注する災害復旧工事について、工事箇所が県発注工

事に近接し、一体的に施工することが合理的であると判断された場合で、市町が随意契約するものに限り、現場代理人の兼務を認めることとします。

4. 現場代理人の兼務について

平成31年2月20日以降の取扱いによる2件までの兼務に加えて、兼務する工事のうち1件以上が災害復旧工事等である場合には、現場代理人の兼務を3件まで認めることとします。

ただし、兼務している又は兼務する工事いずれかの工事現場から直線距離で10km以内又は同一の市町内であることを要件とします。

特例措置の適用時期

令和3年9月28日以降、入札公告又は指名通知を行う工事について適用します。

<参考>

以下の取扱いについては、平成31年2月20日以降、入札公告又は指名通知を行う工事から適用しています。

1. 専任の主任技術者の兼任について

以下の条件を全て満たす場合は、専任の主任技術者の兼任を認めます。（なお、兼任ができる工事は2件とします。）

- ① 工事場所について、工事場所間の距離が直線距離で10km以内で密接な関係があること。
- ② 兼任する2件の工事の発注者が大分県であること。
- ③ 兼任する2件の工事又はいずれかが対象工事（※）であること。

2. 現場代理人の兼務について

以下の要件を全て満たす場合は、現場代理人の兼務を認めます。（なお、兼務ができる工事は2件とします。）

- ① 2件の工事場所が直線距離で10km以内又は同一の市町村内であること。
- ② それぞれの工事の請負代金額が3,500万円未満であること。
（ただし、いずれかの工事が3,500万円以上であっても、当該工事に配置された主任技術者が兼任を認められた場合は、当該工事の現場代理人の兼務を認める。）
- ③ 兼務する2件の工事がいずれも大分県土木建築部の発注機関であること。
- ④ 兼務する2件の工事又はいずれかが対象工事（※）であること。

※対象工事：① 一般土木工事（土木一式工事）

② 舗装工事（コンクリート舗装工事等の特殊工事を除く。）

③ 法面表面浸食防止工事（とび・土工・コンクリート工事）